

国民年金だより

▼国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入し納付しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得の目安
118万円＋〔扶養親族などの数×38万円〕

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合

合は、必要事項をご記入の上、返送してください。

▼国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成27年度に保険料納付を猶予されている方で、平成28年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成28年度の申請ができます。（この場合、在学証明書又は学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成28年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。



▼保険料免除制度があります

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの事由がある場合に、保険料が全額免除又は一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金又は国民年金基金に加入中の場合、免除などが承認されると脱退となります。

過去2年まで遡って免除申請ができます



平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除などを申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	老齢基礎年金額の計算に
納付	含まれる	含まれる
全額免除	含まれる	含まれる（注1）
一部免除	含まれる	含まれる（注1、2）
若年者納付猶予（学生納付特例）	含まれる	含まれない
未納	含まれない	含まれない

（注1）保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が次のとおりとなります。（平成21年4月以降の免除期間）

- ・全額免除／2分の1
- ・4分の3免除／8分の5
- ・半額免除／4分の3
- ・4分の1免除／8分の7

（注2）一部免除については、減額された保険料を納めない「未納」と同等の扱いとなります。

▼国民年金保険料「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から3年間限りの特例として開始されました。なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申込が必要です。詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル（☎0570-011-050）又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ

高知西年金事務所

☎875-1717